

平成29年3月28日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年3月28日（火） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第18号 非農地証明申請について
- 議案第19号 相続税納税猶予に係る適格者証明申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1 番 荒谷 博司	2 番 生田 政行	4 番 倉本 寛	5 番 谷 正典
6 番 前田 清文	7 番 見藤 進	8 番 横田 正教	9 番 横段 登
11 番 舩田 定則	12 番 佐伯 孝行	13 番 出来 悦次	14 番 林 武彦
15 番 水場 守信	16 番 北村 正次	17 番 平本 真人	18 番 高橋 靖之
19 番 寺山 喜代登	20 番 中川 義則	21 番 山城 和彦	22 番 長迫 秀
24 番 重森 紀生	25 番 三戸 正宏	26 番 灰原 松二	27 番 横村 満
28 番 大道 正孝	29 番 土井 光弘	30 番 棕開地 省二	31 番 金原 茂之
32 番 中野 勇平	33 番 坂 孝好	34 番 長本 憲	35 番 藤原 広
36 番 谷 恵介	37 番 田中 みわ子	38 番 土井 正純	

欠席委員

3 番 池田 勝憲	10 番 榎 真太郎	23 番 渡辺 哲宏
-----------	------------	------------

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長(倉本) : 出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成29年第3回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、16番 北村委員、33番 坂委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員、10番 榎委員、23番 渡辺委員から出ています。

いつも申し上げるのですが、委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようにマナーモードにしてください。よろしくお願いたします。

議長 : 事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。当日配布資料として、「資料1 平成28年農業委員会活動記録簿集計結果」、「資料2 農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況」、農地利用最適化推進委員の応募申込書と個人推薦申込書、JA広島ゆたか広報第115号を、また第1選挙区と第3選挙区の委員の方には4月から7月までの現地調査予定表を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、広小坪1丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で1571㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲受人は自宅に近接する農地を譲り受け経営規模を拡大しようとするものです。営農計画は、野菜栽培を行う予定です。経営面積は、申請地だけで15アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員 : 9番横段です。写真に写っているのは一部であり4筆とも立派に耕作されている。譲受人の妻と話をしたが、夫婦とも70才くらいと高齢ではあるがやる気満々でしっかり耕作

されると判断した。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字先田〇〇〇〇番ほか5筆、地目は田及び畑、面積は合計で5816㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け新規就農するものです。営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。経営面積は、申請地だけで50.81アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：14番林です。申請地はひざしもよく、風も当たらない優良農地です。譲渡人、譲受人は親子で生前贈与を行うというものです。ご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は144㎡の農用地区域です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで56アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番中川です。申請地は譲受人の自宅の近くで管理がしやすいということで譲り受けるものです。よろしくご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は114㎡の農用地区域です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで70アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番中川です。申請地は今まで休耕中であつたが、若い譲受人が譲り受け耕作するというものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：5番と6番は譲受人等が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で2405㎡の農用地区域です。6番の申請地は、安浦町大字中畑字田野原〇〇〇〇番、地目は田、面積は596㎡の農用地区域です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転及び賃借権を設定するもので、譲受人は申請地を譲り受け及び借り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地と申請地を合わせますと約36アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番中川です。申請地は譲受人の自宅の近くで耕作が容易であるということで譲り受けるものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：7番と8番は譲受人等が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字原畑字田中〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1979㎡の第2種農地です。申請の事由は、使用貸人は使用借人の要望により使用貸借による権利を設定するもので、使用借人は申請地を借り受け農業経営の規模拡大を図るものです。8番の申請地は、安浦町中央3丁目〇〇番〇、地目は畑、面積は98㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自作地の隣接地で耕作に便利のため申請地を譲り受けようとするものです。営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地と申請地を合わせますと約34アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。7番の申請地は去年まで田であったところきれいにされています。

8番の申請地は譲受人の畑の隣接地で耕作に便利が良いということです。また本人も耕作意欲にあふれています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町内海北4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は13㎡の農用地区域です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、花きを作付けするものです。経営面積は、自作地だけで36アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。写真に墓地が写っているが、これは申請地の隣接地で、申請地と合わ

せ親戚の名義となっていたものをこのたび整理し、農地については花きを植えるというものです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：10番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、蒲刈町宮盛字松尾〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は191㎡の農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は町外に居住しており耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで21.1アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番重森です。申請地は譲受人の耕作地の隣接地で併せて耕作されるというものです。よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町大字赤向坂字大之本〇〇〇番、地目は田、面積は890㎡のうち356.32㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。規模等は、発電容量33kw、太陽光パネル160枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域の指定は除外済み

です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。申請地は日当たりの良いところで、水路が写真の奥にある。現在水路を整備しており問題はないと確認している。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、見晴3丁目〇〇番〇、地目は田、面積は219㎡の第2種農地です。申請の事由は、申請者は自宅への進入路が狭く車が進入できないことから近隣に駐車場を求めていたが、このたび申請地の所有者と合意できたことから、自家用駐車場4台分として整備するため所有権を移転しようとするものです。しかしながら写真でもおわかりのように、既に一部コンクリートを打設して駐車場として利用していることから、「農地法」の手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。既に駐車場として利用されており、始末書を添付しての申請です。申請地の一部であるのり面は使えないが、今回写真奥の草地部分を駐車場2台分として拡張するという事です。既に駐車場として使用されてきたということもあり、やむを得ない事案と思います。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字笠松〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で614㎡

の第2種農地です。申請の事由は、太陽光発電設備用地として利用するため賃借権を設定するものです。規模等は、太陽光パネル240枚、発電容量47.2kwの発電設備を設置する計画です。関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域の指定については、平成28年第8回農業委員会総会でご審議いただいております。平成28年11月に農振農用地区域の指定から除外されています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。写真の申請地下部にコンクリートの壁があり、この上に側溝がある。排水は十分であり、申請地の下に農地はない。日当たりの良い優良農地で残念ではあるが、休耕中でもあり太陽光発電設備用地として利用されることもやむを得ない。ご検討をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町原山2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は404㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため使用貸借による権利を設定するものです。規模等は、発電容量33kw、太陽光パネル144枚を設置する計画です。関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。申請地は写真のとおり石が多く、農地であることを所有者も知らなかった状態です。申請地をきれいにして太陽光発電設備を設置するということです。この使用貸借は親子間のものであり何ら懸念はない。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，安浦町内海南2丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は276㎡の第2種農地です。転用目的は，太陽光発電設備として利用するため使用貸借による権利を設定するものです。規模等は，発電容量11kw，太陽光パネル48枚を設置する計画です。関係法令については，「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。申請地は90坪と広くないが，日当たりも良く水路も確保されており問題はない。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに，議案第18号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番と2番は，申請者，申請事由が同一ですので，一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は，広町字津江迫〇〇〇〇〇番〇ほか5筆，地目は畑，面積は合計で1453㎡の第2種農地です。2番の申請地は，同じく広町字津江迫〇〇〇〇〇番〇ほか3筆，地目は畑，面積は合計で316㎡の第2種農地です。申請の事由は，昭和19年に旧海軍省が当該地域一帯を買収したものの，軍用地として使用することなく終戦となり，現在財務省が引き継ぎ，中国財務局呉出張所が管理を行っています。これらの農地については，海軍省が使用するまでのあいだは，前の所有者等が耕作することが認められていたとのことですが，耕作を放棄し当該農地が返還され，その後耕作されることなくかい廃し，1番については原野，2番については山林となったとして証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。1番は道路の横で6筆あるが上の方までずっと写真のとおり原野状態です。昭和19年頃に海軍の練習場として買収したが、練習場として使われることなく終戦となり、前所有者に農地として貸し付けていたものです。その後借り人が耕作できなくなり返却され、現在は原野となっている。2番はのり面的なもので、1番と同様の理由で山林化しておりやむを得ないと判断した。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字江浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は原野、面積は403㎡の第2種農地です。申請の事由は、平成7年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：15番水場です。写真のとおり状態で、本人に耕作する意欲がなく、また土地も狭く機械も入らない。やむを得ないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字石持〇〇〇番〇ほか5筆、地目は畑及び田、現況は原野及び山林、面積は合計で11177㎡の第2種農地です。申請の事由は、平成13年頃申請人の父親が耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ原野及び山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：15番水場です。写真のとおり1カ所は原野化している。もう1カ所は現地に近づくこ

ともできない状況です。両方ともどうすることもできない状態です。ご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：続きまして、議案第19号「相続税納税猶予に係る適格者証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は、広古新開5丁目〇〇番、地目は田、面積は397.52㎡の第3種農地です。平成28年10月19日に申請者の母が死亡し相続が発生しましたが、「租税特別措置法」の規定により相続人が農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される制度の適用を受けるため、今回の申請となったものです。この申請につきましては、登記面積は426㎡ですが、物置等として29.21㎡が使用されており、この部分を除く実測面積397.52㎡について適格者証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。現地は市街化区域内の農地で、税金の高い地域です。申請者は70才と高齢ですが、相続税が高いということで今回の申請となったものです。申請地は面積も大きくなく、親戚にも手伝ってもらって果物、野菜の耕作を続けるということです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の11ページ、12ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、11ページ、農地法第4条の規定による届出が3件、12ページ、農地法第5条の規定による届出が2件、計5件ありましたので報告します。

議 長：その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：本日配付した「資料1 平成28年 農業委員会活動記録簿集計結果」ですが、毎月委員の皆様から提出していただいている活動記録簿の平成28年分をまとめたものです。1ページは法第6条第1項の規定の業務で、総会出席が約半分となっています。2ページ、3ページは第2項の業務で、多いものとして農地パトロールが80件、その他が42件となっています。4ページは第3項の業務についてまとめたものです。活動記録簿は、農業委員の日常活動を明らかにするため必要なものなので、忘れないよう提出をお願いします。

「資料2 農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況」ですが、平成29年2月1日より1ヶ月間農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を行いました。

農業委員については、定数19名に対し31名の推薦、応募がありました。31名のうち、認定農業者が7名、利害関係を有しない者が2名となっています。定数をこえる応募等があったため、農業委員の募集は終了しました。今後選考作業に入ります。

農地利用最適化推進委員については、第1地区から第4地区でそれぞれ、6名、2名、4名、5名となっていますが、募集の定数を下回っています。また第1地区は募集5名のところ6名となっていますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募等された方がおられ、実質は足りていません。そのため、農地利用最適化推進委員については、本日3月28日から1ヶ月間追加募集を行います。ホームページにも掲載しますが、これによる応募等はあまり期待できないので、農業委員の皆様のご協力をお願いします。地域で推進委員にふさわしい人材の掘り起こしをお願いします。

議 長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回総会は、平成29年4月27日 木曜日 午前10時から

場所は、呉市役所7階、755～758号室です。

議 長：以上で平成29年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時45分)